

小規模多機能型居宅介護

さくらいふ六軒屋

【重要事項説明書】

重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護)

小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、平成18年3月14日厚生労働省令第34号第88条(準用)第9条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 法人の概要

法人名	社会福祉法人 幸寿会
所在地	愛知県名古屋市東区東桜二丁目22番2号
代表者名	理事長 麦島 善光
電話番号	052-939-3303
FAX 番号	052-939-3305

2 事業所の概要

事業所の名称	小規模多機能型居宅介護 さくらいふ六軒屋
所在地	愛知県春日井市六軒屋町西3丁目13番地26
電話番号	0568-86-1500
FAX 番号	0568-86-1501
指定事業者番号	2392500662

営業日	365日
営業時間 (訪問サービス)	24時間
同 (通いサービス)	9時～17時
同 (宿泊サービス)	17時～(翌朝)9時
	※ 緊急時及び必要時においては柔軟に対応します。
通常の実業の実施地域	春日井市
登録定員	29人
利用定員 (通いサービス)	12人
同 (宿泊サービス)	06人
	※ 当事業所は、原則として利用申込に応じますが、ご登録をいただいている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービス及び宿泊サービスの提供のできない日がございますがご了承下さい。

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ご利用者様に家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護その他、日常生活上の世話及び機能訓練を提供することにより、ご利用者様がご自宅及び事業所において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> 通いを中心として、ご利用者様の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、ご利用者様の居宅における生活の継続を支援するように努めます。 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体と連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 従業員の職種、員数及び勤務の体制

職 種	常勤	非常勤	勤務の体制
管理者 (計画作成担当者兼務)	1名	-	日勤 8:30 ~ 17:30
介護従業者 (訪問担当含む)	常勤・非常勤合わせて常勤換算で5以上	常勤・非常勤合わせて常勤換算で5以上	早番 7:30 ~ 16:30
			日勤 8:30 ~ 17:30
			遅番 10:30 ~ 19:30
			夜勤 16:30 ~ (翌)9:30
			宿直 19:30 ~ (翌)7:30 (自宅待機)
計画作成担当者 (介護兼務)	-	1名	日勤 9:00 ~ 17:00
看護職員	-	1名	日勤 8:30 ~ 17:30

5 ①サービスの概要（留意事項）

種類	内容 ・ 標準的な手順
通い	<p>[食事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供及び食事の介助をします。 ・ 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 ・ 身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮し提供します。
	<p>[排泄]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	<p>[入浴]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。
	<p>[機能訓練]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
	<p>[健康管理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧測定、体温測定等 利用者の健康状態の把握に努めます。
	<p>[送迎]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の希望により、ご自宅と事業者間の送迎を行います。
訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の援助を提供します。 ・ サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。 <p>※サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療行為 ・ 利用者又はその家族等からの金銭又は物品の授受 ・ 飲酒及び利用者又はその家族等の同意なしに行う喫煙 ・ 利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 ・ 利用者又はその家族等に行う迷惑行為
宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排泄等の日常生活上の援助を提供します。 <p>※急な利用希望はできるだけ対応いたしますが、宿泊室の定員を超える場合は利用できないことがあります。</p> <p>他の利用者の希望もありますので、調整させていただくことがあります</p>

②サービス利用料金

※ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合や多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません

保険 給付 サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護度別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。 ・ 1 か月ごとの包括費用（月定額）です。 ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて利用者の負担額を変更します。 ・ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。 ・ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日 ・ 登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日 																																									
	<p>【同一建物以外に居住する利用者】 （単位／月）</p> <p>要介護状態区分</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">[要支援 1]</td><td style="text-align: right;">3, 4 5 0</td><td style="text-align: right;">単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">[要支援 2]</td><td style="text-align: right;">6, 9 7 2</td><td style="text-align: right;">単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">[要介護 1]</td><td style="text-align: right;">1 0, 4 5 8</td><td style="text-align: right;">単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">[要介護 2]</td><td style="text-align: right;">1 5, 3 7 0</td><td style="text-align: right;">単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">[要介護 3]</td><td style="text-align: right;">2 2, 3 5 9</td><td style="text-align: right;">単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">[要介護 4]</td><td style="text-align: right;">2 4, 6 7 7</td><td style="text-align: right;">単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">[要介護 5]</td><td style="text-align: right;">2 7, 2 0 9</td><td style="text-align: right;">単位</td></tr> </table> <p>【同一建物に居住する利用者】（サービス付き高齢者向け住宅） （単位／月）</p> <p>要介護状態区分</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">[要支援 1]</td><td style="text-align: right;">3, 1 0 9</td><td style="text-align: right;">単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">[要支援 2]</td><td style="text-align: right;">6, 2 8 1</td><td style="text-align: right;">単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">[要介護 1]</td><td style="text-align: right;">9, 4 2 3</td><td style="text-align: right;">単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">[要介護 2]</td><td style="text-align: right;">1 3, 8 4 9</td><td style="text-align: right;">単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">[要介護 3]</td><td style="text-align: right;">2 0, 1 4 4</td><td style="text-align: right;">単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">[要介護 4]</td><td style="text-align: right;">2 2, 2 3 3</td><td style="text-align: right;">単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">[要介護 5]</td><td style="text-align: right;">2 4, 5 1 6</td><td style="text-align: right;">単位</td></tr> </table>	[要支援 1]	3, 4 5 0	単位	[要支援 2]	6, 9 7 2	単位	[要介護 1]	1 0, 4 5 8	単位	[要介護 2]	1 5, 3 7 0	単位	[要介護 3]	2 2, 3 5 9	単位	[要介護 4]	2 4, 6 7 7	単位	[要介護 5]	2 7, 2 0 9	単位	[要支援 1]	3, 1 0 9	単位	[要支援 2]	6, 2 8 1	単位	[要介護 1]	9, 4 2 3	単位	[要介護 2]	1 3, 8 4 9	単位	[要介護 3]	2 0, 1 4 4	単位	[要介護 4]	2 2, 2 3 3	単位	[要介護 5]	2 4, 5 1 6
[要支援 1]	3, 4 5 0	単位																																								
[要支援 2]	6, 9 7 2	単位																																								
[要介護 1]	1 0, 4 5 8	単位																																								
[要介護 2]	1 5, 3 7 0	単位																																								
[要介護 3]	2 2, 3 5 9	単位																																								
[要介護 4]	2 4, 6 7 7	単位																																								
[要介護 5]	2 7, 2 0 9	単位																																								
[要支援 1]	3, 1 0 9	単位																																								
[要支援 2]	6, 2 8 1	単位																																								
[要介護 1]	9, 4 2 3	単位																																								
[要介護 2]	1 3, 8 4 9	単位																																								
[要介護 3]	2 0, 1 4 4	単位																																								
[要介護 4]	2 2, 2 3 3	単位																																								
[要介護 5]	2 4, 5 1 6	単位																																								

○ 介護報酬 1 単位当たりの単価について

※ 当事業所の介護報酬単価（地域区分単価）は 6 級地となり、1 単位=10.33 円です。

■ 各種加算については該当の加算のみ適用となります。

<p>総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (限度額管理対象外)</p>	<p>利用者の状況に応じ多職種が共同し一体的なサービスを行う。日常的に地域住民と関わり多様な活動が確保されている。利用者と関わりのある地域住民等の相談に対する体制を確保している。多様な主体が提供する生活支援サービスが包括的に提供されている。他事業所等と共同で研修会等を実施している。</p>	<p>1200 単位/月</p>
<p>初期加算</p>	<p>利用日より起算して 30 日以内と 30 日を超える入院をされた後に再び利用をされた場合も同様とする。</p>	<p>30 単位/日</p>
<p>認知症加算 (Ⅲ)</p>	<p>日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められる認知症利用者に対し加算 (日常生活自立度のランクⅢに該当)</p>	<p>760 単位/月</p>
<p>認知症加算 (Ⅳ)</p>	<p>要介護 2 に該当し周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症利用者 (日常生活自立度のランクⅡに該当)</p>	<p>460 単位/月</p>
<p>介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) (限度額管理対象外)</p>	<p>経験・技能のある介護職員に重点化し、処遇の改善を図るために月額にて算定 (基本単位+各加算) × 14.6%</p>	<p>所定単位数の 14.6% (総単位×0.146)</p>

③その他のサービス利用料金

※以下の金額は介護保険給付サービスの対象外として、利用料金の全額が利用者の負担となります。

食費	・朝食 305円、昼食 605円（おやつ代含む）、夕食 505円
宿泊費	・1泊 2700円 尚、宿泊される際に食事提供が必要となる場合は、食事提供に要する費用が別途必要です。
オムツ代	実費
その他	・レクリエーション・クラブ活動 利用者の希望により、教養娯楽としてレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（材料費等の実費） ・事業所の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用については、実費を請求します。

6 交通費実費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点からの距離に応じた実費をご負担いただきます。

7 苦情等申立先

施設のサービスに関する相談・要望・苦情などは下記窓口までお申し出下さい。

事業所相談窓口	苦情受付担当者：管理者 内藤 央 電話 0568-86-1500 受付 午前8時30分から午後5時30分
第三者委員	佐藤 泰 電話 052-774-6665 中原 有思 電話 052-253-8639
愛知県 社会福祉協議会	「運営適正化委員会」 電話 052-202-0167
愛知県国保連合会 介護保険課内	「苦情相談室」 電話 052-971-4165 名古屋市東区泉1丁目6番5号 国保会館南館7階
春日井市	「健康福祉部介護高齢福祉課指導担当」 電話 0568-85-6921

8 緊急時の対応方法

- ・利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時は、緊急連絡票に基づき保証人等へ連絡すると共に、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し必要な措置を速やかに講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業所の判断により救急車による搬送を要請することがあります。

協力医療機関	診療科	内科、在宅医療
	医療機関名	医療法人青嶺会 木の香往診クリニック
	所在地	名古屋市北区駒止 2-22
	電話番号	052-908-8421

9 非常災害時の対策

関係機関への通報・連絡体制の整備について	<ul style="list-style-type: none">・サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。・管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
避難・救出等必要な訓練の実施について	<ul style="list-style-type: none">・非常災害に備えて、火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難訓練を行います。

10 運営推進会議

利用者、利用者家族及び市区町村職員並び地域住民の代表者等に対し、提供するサービス内容等を明らかにすると共に地域との連携を保ち、その提供するサービスの質の確保及び向上を図るために、運営推進会議を設置し概ね2ヶ月に1回程度開催いたします。

11 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有	無
-------	---	---

12 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、適切及び必要な措置を講ずるものとし、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとします。

但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

13 身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説

明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

14 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、下記に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
- (4) 事業所は虐待防止に関する担当者を定めます。
役職：管理者 氏名：
- (5) 当該施設職員又は養護者（ご利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報します。

15 衛生管理について

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じます。

16 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように下記に掲げる措置を講じます。

- (1) 施設の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (4) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を実施します。

17 ハラスメントへの対応

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働くことが出来る労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組みます。

- ① 事業所において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は法人として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業所の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、フローチャートなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修をします。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合の行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

18 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画（BCP））を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19 その他運営についての留意事項

事業所は、すべての小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

なお、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 事業所はすべての従業者に対し、健康診断等を定期的に行います。
 - 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

当該契約を証するため、本書2通を作成し、契約者・事業者が署名押印のうえ1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

【 事業者：乙 】 住 所 名古屋市東区東桜2丁目22番2号
氏 名 社会福祉法人 幸寿会
理事長 麦島 善光 印

住 所 春日井市六軒屋町西3丁目13番地26
氏 名 小規模多機能型居宅介護
さくらいふ 六軒屋
説明者 内藤 央 印

【 契約者：甲 】 住 所
氏 名 印

家族（代理人）住 所
氏 名 印
本人との関係